



平成24年7月13日

各 位

会社名 佐鳥電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 植田 一敏  
(コード番号7420 東証・第一部)  
問合せ先 執行役員  
人事・総務担当 古泉 豊志  
(TEL (03)3452-7171(大代表))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年7月13日開催の取締役会において、平成24年8月23日開催予定の第70期定時株主総会にて、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

現行定款では、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長については、会長がこれを招集し、議長となるものと定めておりますが、機動的な運営を可能とするため、代表取締役がこれを招集し、議長となることのできるよう、現行定款第13条（招集権者及び議長）及び第21条（取締役会の招集権者及び議長）に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年8月23日（木）  
定款変更の効力発生日 平成24年8月23日（木）

以上

## 「定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第11条 (条文省略) (定時株主総会の基準日) 第12条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長を定めないとき又は取締役会長に差支えがあるときは、取締役社長がこれに代わる。</u></p> <p>③ <u>取締役会長及び取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第11条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>② <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 (条文省略) (選任方法) 第18条 (条文省略) (任期) 第19条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 (条文省略) (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に欠員又は差支えがあるときは、取締役社長が、取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 (現行どおり) (選任方法) 第18条 (現行どおり) (任期) 第19条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、先順位の他の取締役がこれに代わる。</u></p>

以上